裁 決 書



平成24年5月25日付で提起された生活保護法(昭和25年法律第144号)に基づく生活保護申請却下決定に係る審査請求について次のとおり裁決する。

主文

処分庁が、審査請求人に対し、平成24年5月10日に決定した生活保護申請却 下決定処分を取り消す。

理 由

第1 事案の概要

1 審査請求に至る経緯

(以下、「処分庁」という。)は、生活保護法(以下、「法」という。)第24条第1項に基づき、平成24年5月10日付で審査請求人 (以下、「請求人」という。)に対し、生活保護申請却下処分(以下、「本件処分」という。)を行ったところ、請求人は、これを不服として、平成24年5月25日付で沖縄県知事(以下、「当庁」という。)に対し、審査請求を提起した事案である。

2 本件請求の趣旨及び理由

処分庁による本件処分の内容は、生活保護申請却下決定通知書によると、「あなたは、保護申請にあたって資産(自動車)の保有が認められてない事を知り、平成24年4月17日に、所有していた自動車を姉へ名義変更しました。同日、保護申請相談の際にその事実を隠し、相談を行いました。そこで、所内の診断会議にて協議した結果、あなたの行為は資産活用の忌避と認定し、生活

保護法第4条第1項に定められている保護の要件(保護の補足性)を欠いていると判断しました。以上より、生活保護法第4条第1項に基づきあなたの生活保護申請を却下します。」としている。

これに対して、請求人は「処分を取消してほしい。訪問調査後、電話で車の 名義変更していた事について質問があったがその後、指導がなく、すぐに却下 決定となった為」としている。

第2 当庁の認定した事実及び判断

- 1 認定事実
- (1) 平成24年4月17日 請求人が、自己の所有する軽自動車を姉に無償で譲渡したこと。
- (2) 平成24年4月19日 請求人が、処分庁に対して法による保護の申請を行ったこと。
- (3) 平成24年4月25日 請求人が、請求人宅を訪問した処分庁の職員に対して、以前保有していた 軽自動車は、借金をしていた請求人の姉に譲渡した旨を伝えたこと。

(4) 平成24年5月2日

処分庁が、請求人に対して軽自動車を譲渡した経緯を電話で確認したところ、「姉に対し7万円の借金があった。インターネットで、生活保護を申請すると自動車の保有ができないことを知った。そこで、姉に自動車を無償で譲渡した」と説明したこと。

(5) 平成24年5月10日

処分庁は上記(4)の説明を受けて、上記(1)を資産活用の忌避にあたる行為と認定したこと。また、当該忌避行為は、軽自動車の名義変更が行われた平成24年4月17日時点で完了していることから、請求人に対して、自己の資産活用を求める内容の助言指導を行う必要はないとして本件処分に至っていること。

2 判断

(1) 法令等

ア 法第2条では、「すべて国民は、この法律の定める要件を満たす限り、

この法律による保護(以下「保護」という。)を無差別平等に受けることができる。」と、保護の請求権について定めている。

- イ 法第4条第1項では、「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る 資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活 用することを要件として行われる。」と、保護の補足性について定めてい る。
- ウ 生活保護法による保護の実施要領について(昭和38年4月1日 社発 第246号 厚生省社会局長通知)第11-1-(2)では、「要保護 者が、自らの資産能力その他扶養、他法等利用しうる資源の活用を怠り又 は忌避していると認められる場合は、適切な助言指導を行うものとし、要 保護者がこれに従わないときは、保護の要件を欠くものとして、申請を却 下すること。なお、要保護者が自らの資産、能力等の活用により最低生活 の需要を満たすことができると認められる場合には、保護を要しないもの として申請を却下すること。」と、保護申請時における助言指導について 定めている。
- エ 生活保護問答集について(平成21年3月31日 厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。以下、「別冊問答集」という。)問10の21の離婚に伴う財産分与の事例において、法第4条第1項の要件を欠くところがあると判断される場合には、贈与人に対して贈受人から相応の分与を受ける(事実上取り戻すことになる)ように積極的に指導すべきである旨の取扱いが示されている。
- オ 法第8条第1項では、「保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする。」とし、第2項では「前項の基準は、要保護者の年齢別、性別、世帯構成別、所在地域別その他保護の種類に応じて必要な事情を考慮した最低限度の生活の需要を満たすに十分なものであつて、且つ、これをこえないものでなければならない。」と、基準及び程度の原則について定めている。
- カ 生活保護法による保護の実施要領について(昭和36年4月1日 厚生省 発社第123号 厚生事務次官通知。以下、「次官通知」という。)第8-2では、「収入の認定は、月額によることとし、この場合において、収入が

ほぼ確実に推定できるときはその額により、そうでないときは前3箇月間程度における収入額を標準として定めた額により、数箇月若しくはそれ以上の長期間にわたって収入の実情につき観察することを適当とするときは長期間の観察の結果により、それぞれ適正に認定すること。」と、収入額の認定の原則について定めている。

キ 次官通知第10は、「保護の要否及び程度は、原則として、当該世帯につき認定した最低生活費と、第8によって認定した収入(以下「収入充当額」という。)との対比によって決定すること。」と、保護の要否及び程度の決定の取扱いについて定めている。

(2) 本件処分について

法第2条は「すべて国民は、この法律の定める要件を満たす限り、この法律による保護を、無差別平等に受けることができる」とし、保護を受けるに当たっては、保護を要する状態に至った原因の如何はいっさい問わず、もっぱら生活に困窮しているかどうかという経済状態のみに着目して保護を行い、社会的身分等により優先的・差別的に取扱われることがないことを規定している(法令等ア)。このことは、いかなる者であっても、保護を受けるためには、法第4条に定める補足性の要件、すなわち資産、収入、稼働能力その他あらゆるものを活用するという要件を満たしていることを必要とし(法令等イ)、この要件を満たさない者から保護の申請を受けた保護の実施機関は、その者に対して、資産等の活用について適切な助言指導を行うこととされているほか(法令等ウ・エ)、保護の要否の決定に際しては、厚生労働大臣の定める保護基準に基づき算定した最低生活費と、次官通知等に基づき算定した収入充当額との対比によって決定することとされている(法令等オ・カ・キ)。

これを本件についてみると、処分庁は、資産活用についての助言指導を行うことなく、請求人が資産活用する義務を知りながら、保有していた軽自動車を請求人の姉に無償で譲渡した行為のみをもって、法第4条第1項に定める補足性の要件を欠くとして本件処分に至っていることが認められるため、不適切なものであったと判断する(認定事実(1)(3)(4)(5))。

以上のように、処分庁が行った本件処分には理由の内容が十分でなく、その点に瑕疵が認められる。



3 結論

以上のとおり、本件審査請求は理由があるので、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第40条第3項の規定を適用して、主文のとおり裁決する。



平成25年2月4日

沖縄県知事 仲井眞 弘



(教示)

この裁決に不服があるときは、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して30日以内に、厚生労働大臣に対して再審査請求をすることができる。